# 家庭でできる子育て支援

# 新宿区子どもショートステイ

# 協力家庭になってみませんか

## 子どもショートステイ協力家庭とは?

保護者の入院、出産、介護、出張、育児 疲れ等で、昼夜を通して児童を養育する 方がいないときに、ご家庭(協力家庭) で7泊を限度に、お泊まりでお預かりい ただく制度です。

協力家庭には養育費として1泊につき10,000円が支払われます。

# どんな人がなれますか?

区内在住の方で、原則として 18歳以上の同居人のいる方

(研修の受講等が必要です。 詳細は裏面をご覧ください)



## 対象のお子さんは?

新宿区に住んでいる 生後60日から18歳未満までの 児童です。

(協力家庭には主に**3**歳以上の 児童をお願いしています)

# 協力家庭さんからの声

- 大人ばかりの生活が、久しぶりににぎやかになりました。
- 預かっているお子さんの保育園に迎えに行ったところ「もっと早くお迎えに来て。 早くお家で遊びたいから」と言われて、嬉しかった!

# 問合わせ先

#### 新宿区立

子ども総合センター 総合相談第一係

住所:新宿区新宿7-3-29

TEL: 03-3232-0675 FAX: 03-3232-0666



# 新宿区子どもショートステイ協力家庭への登録について

## 資格要件について

#### 対象:以下のすべてに当てはまる方

- ・新宿区内在住、18歳以上の同居者がいる心身ともに健康な方
- ・家族が児童福祉に理解がある方
- ・居室が二部屋以上あり養育に適当な環境にお住まいの方
- ・必要に応じて児童を保育園、小学校等へ送迎の出来る方

#### 上記の他、以下のいずれかの資格をお持ちの方

- ・看護師、保育士、教員、その他児童の養育に係る資格のある方
- ・養育家庭、フレンドホームとして登録されているか過去に活動 実績のある方
- ・ファミリーサポート提供会員として承認されている方
- ・ホームビジターとして登録している方
- ・新宿区子育て支援者養成講座を修了している方
- ・東京都子育て支援員研修を修了した方

#### 上記の資格をお持ちでない方

- ・**認証研修(実習あり)**を受講することで協力家庭として活動していただけます。
- ・認証研修は、受講を希望する皆さんと日程調整の上実施しています。

まずは、子ども総合センターにご連絡ください。

電話等による お問い合わせ、 お申込み

事務局より、 研修の日程調 整等のご連絡 <u>資格をお持ちの方</u> ・登録研修(半日)受

....

- 資格をお持ちでない方 ・登録研修(半日)と
- ・認証研修 (実習含む1日)受講

家庭訪問

審査と 登録

## 問合わせ先

新宿区 子ども家庭部 子ども家庭支援課

子ども総合センター 総合相談第一係

住所:新宿区新宿7-3-29

TEL: 03-3232-0675 FAX: 03-3232-0666

